

○津山圏域資源循環施設組合公告式規則

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条第 5 項に規定する管理者の定める公表を要する規程以外の告示（以下「告示」という。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示の公示)

第 2 条 告示を公示しようとするときは、前文・公示の年月日及び管理者名を記入し、管理者印を押さなければならない。

2 告示は、津山圏域資源循環施設組合の事務所の前の掲示場に掲示して公示する。

(施行期日)

第 3 条 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。